

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、山形県知事から令和 7 年 12 月 19 日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和 8 年 2 月 13 日

山形県監査委員 加 賀 正 和
 山形県監査委員 小 松 伸 也
 山形県監査委員 柴 田 優
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
公益財団法人 山形県水産振興協会	予算を計上していないもの及び計上額を誤ったもの	今回の支払助成金予算計上漏れは、当初予算を作成した担当者が退職した後で発生した助成金について後任担当者が予算計上の必要性を認識しておらず、補正予算を計上しなかったことによる。 今後は予算について必ず 2 名以上の確認を取り、担当者の交代等があった場合でも計上漏れが起こらないよう努める。
山形鉄道株式会社	内部牽制が機能せず重大な影響があったもの	再発防止策として、以下の対策を検討・実施 1. 自動音声通話対策 各拠点の電話での受信時に、自動ガイダンスが流れる設定にする。迷惑・勧誘電話の応答を即時対応せずにワンクッション置く事により、冷静な判断が出来るように検討中です。 2. 山形銀行ネットバンク振込操作 振込時にネットバンクで使用するトークンを 1 台⇒2 台にして、作業⇒承認者（管理者の総務部長）の 2 段階承認にしています。 3. 振込金額上限の修正 ネットバンキングによる振込限度額の下方向修正の実施済。 4. 支払処理の厳格化 一定金額の決済については、上司・社長決裁の承認徹底済。 5. 偽サイトの判別 PhishWallのインストールを導入実施済。 6. 迷惑メールの受信回避 通信会社に依頼し、会社への S P A Mメール等の排除機能（ホスティングオプション）を付与済。 7. 教育訓練 サイバー攻撃等の種類や具体的な防止策の社内周知と社員研修を実施し、社員の理解度を一人一人の署名で確認済。

みんぐるやまがた	施設管理に係る手続きが適切でないもの	<p>県は、指定管理者が適用する利用料金について、事業報告書への記載又は証拠書類として一覧表等の提出を求めることとし、県が承認する適正な利用料金で運営されているかの確認を行う。</p> <p>また、現在、県と当該団体を含む関係者間の調整・連携強化や、管理運営に関する協議等を行う会議を毎月開催しており、利用料金の変更等に係る事項についても、その場で情報共有することとする。</p>
----------	--------------------	--